

東金市コミュニティバス運行の基本指針（骨子案）

1. はじめに

東金市では、平成 28 年 3 月に「第 2 次東金市総合交通計画」（以下「第 2 次交通計画」）を策定した。第 2 次交通計画では、持続的に公共交通を運営するために、コミュニティバス（市内循環バス）の運行実績に係る評価基準を定め、PDCA サイクルによって実施事業の成果の把握や評価を行うこととしている。

本指針では、市内循環バスを確保・維持するための基本的な基準や、関係者の果たすべき役割について整理することで、市内循環バスの持続的な運行改善を図り、交通弱者が安心して生活できる社会の実現を目指す。

2. 基本的な考え方

東金市における「望ましい公共交通網のあり方」を実現させるため、第 2 次交通計画において位置づけられた基本理念及び 5 つの基本方針を踏まえ、調査・分析を毎年行い、評価及び運行の見直しを検討する。

【基本理念】

「人・地域の暮らしを支え、便利で利用しやすい持続可能な公共交通ネットワークの構築」

【基本方針】

- ①機能・役割を明確化した地域内の公共交通ネットワークの構築
- ②道路網の強みを活かした新たな交通結節点の整備とまちの活性化と連携した鉄道駅における交通結節点の強化
- ③公共交通を利用しやすくするための環境づくりの促進
- ④地域内の既存交通システムの活用による移動手段の確保
- ⑤地域（住民・企業等）・交通事業者・行政との連携・協働による持続可能な公共交通を支える仕組みの構築

3. 市内循環バスの位置づけ

市内循環バスは、都市・地域間交通である鉄道・高速バス及び路線バスを補完するための市民の移動手段であり、原則として廃止代替路線としている。

路線バス等の廃止・減便を避ける事が優先事項であり、利用者増に向けた取り組みを地区・公共交通事業者・市の協働で推進する。

もし、路線バス等が廃止されることになった場合、代替移動手段を網羅的に検討する。

代替移動手段として市内循環バスを運行させる場合、本指針に基づいて運行や事業評価を実施する。

4. 市内循環バスの運行に係る基本的な基準

①「運行経路の考え方」

- ・運行経路に占める交通不便地域(鉄道駅から約1km、バスの通過が1日あたり6回以上のバス停留所から約300m以上離れている地域)の距離はおよそ50%以上とし、既存のバス路線との競合を避ける。
- ・運行経路は交通不便地域と鉄道駅又はバス停と結節する。
近隣に病院・診療所、商業施設、公共施設等がある場合、これらを経由地とすることを検討する。

②「運行基準」（道路運送法「一般乗合旅客自動車運送事業」に該当）

運行形態 定時定路線

運行回数 1日1台当たり 5往復以上

利用運賃 有償運送

車両 12人乗り以上（地域の実情に応じた車両）

③「目標とする行政負担率」

50%以下

$$\text{行政負担率} = \frac{\text{運行経費} - (\text{運賃収入} + \text{広告等のサポート収入})}{\text{運行経費}}$$

5. 市内循環バスの導入・運行改善の手順

STEP 1 導入の検討開始

- ・区長会とは別組織である「循環(コミュニティ)バス推進委員会」を組織



STEP 2 「概略運行計画」の作成

- ・「運行経路の考え方」に則して運行経路の設定



STEP 3 「需要調査」と「詳細運行計画」の作成

- ・「需要調査」に基づき、『運行経路』、『運行回数』、『運行ダイヤ』、『バス停留所の位置』、『利用運賃』等、採算性を含めた「詳細運行計画」を作成
- ・東金警察署と「バス停留所の設置予定位置」および「運行ルート案」に関する事前協議を実施する。



STEP 4 地域の合意形成と導入申請

- ・「詳細運行計画」について地域において合意形成を図る
- ・「地区循環バス推進委員会」からコミュニティバス導入を市に申請
- ・市による申請の審査



STEP 5 東金市地域公共交通会議での合意

- ・市より東金市地域公共交通会議に提案
 - i)「詳細運行計画」の検討・合意



STEP 6 試験運行開始準備

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ・運行事業者選定 (市) | ・バス停留所設置 (市・交通事業者) |
| ・事業許可申請 (交通事業者) | ・バス車両準備 (交通事業者) |
| ・試験運行開始の周知 (地域・交通事業者) | |



STEP 7 試験運行開始 (1年間)

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| ・開始時期の設定 | |
| ・利用促進活動の実施 (地域・交通事業者) | ・運行実績報告 (交通事業者) |
| ・利用実態調査の実施 (地域) | ・本格運行移行への判断 (東金市地域公共交通会議) |

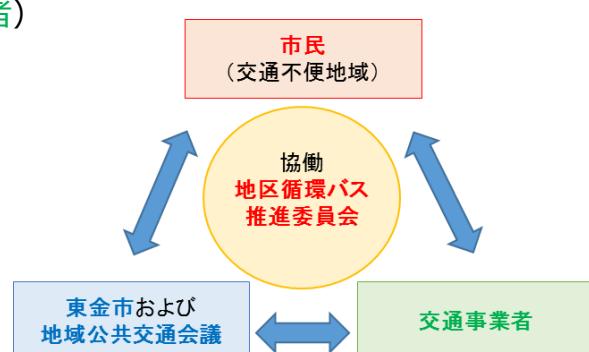


STEP 8 本格運行開始準備

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ・運行事業者選定 (市) | ・バス停留所再配置等 (市・交通事業者) |
| ・事業許可申請 (交通事業者) | ・バス車両調整 (市) |
| ・本格運行開始の周知 (地域・交通事業者) | |

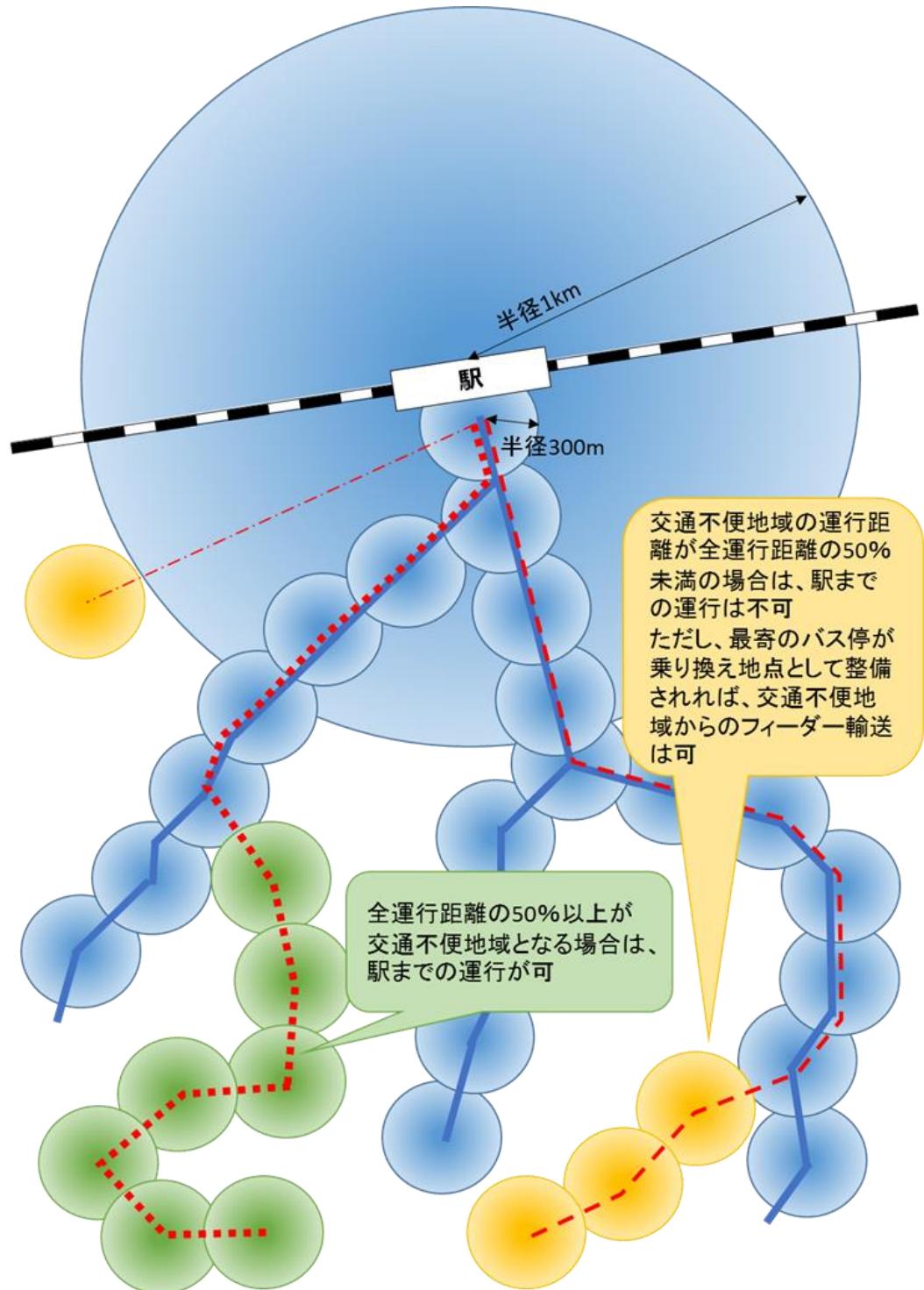


STEP 9 本格運行開始



STEP 1 導入の検討開始

- 「導入対象地域」であることを確認
 - ・路線バスの廃止が決定した地域であることが前提となる。
 - ・**運行経路に占める交通不便地域**(鉄道駅から約 1km、バスの通過が 1 日あたり 6 回以上のバス停留所から約 300m. 以上離れている地域)の距離はおよそ 50%以上とし、既存のバス路線との競合を避ける。



- 「地区循環(コミュニティ)バス推進委員会」を組織
 - ・区長会とは別に組織する。(福岡地区循環バス推進委員会・豊成地区循環バス推進委員会同様)

STEP 2 「概略運行計画」の作成

- 運行経路の設定
 - ・地区循環バス推進委員会において、「運行経路の考え方」に基づき、地域の実情に合った「運行経路」の検討を行う。
 - ・地区循環バス推進委員会からの要請があった場合、市職員が出向き、助言等を行う。

STEP 3 「需要調査」と「詳細運行計画」の作成

- 地域住民等を対象とした「需要調査」の実施
 - ・地区循環バス推進委員会において検討された「運行経路」(案)を、運行経路に該当する自治会に公開し、住民等を対象に需要予測のためのアンケート調査を実施する。
- 「詳細運行計画」の作成
 - ・アンケート結果を参考に、「運行経路」(案)の見直しや、以下の事項について、計画を作成する。

検討事項

- ① 利用者数等の想定
 - ・利用者数及び利用時間帯を想定
- ② 運行経路
 - ・効率的な運行となるように修正
- ③ 便数・ダイヤ
 - ・効率的な便数及びダイヤを設定
- ④ バス停留所位置 / バス回転地等
 - ・効率性、安全性を考慮し、検討
- ⑤ 運賃設定(採算性の検討)
 - ・**行政負担率 50%を目標**に設定



採算性に問題が生じた場合は「**詳細運行計画**」を修正する。

運行経路、便数、ダイヤ、運賃を修正し、再度、採算性に関して検討を行う。

- 地区循環バス推進委員会において「**詳細運行計画**」を決定
- 「**詳細運行計画**」に基づき、バス停留所周辺の利害関係者(土地所有者等)及びバス待機場所、バス回転地の提供者等との内諾を得る。
- 東金警察署と「バス停留所の設置予定位置」および「運行ルート案」に関する事前協議を実施する。

STEP 4 地域の合意形成と導入申請

- 「**詳細運行計画**」を地元区長会及び運行経路周辺の区長会に対し、提示し、合意形成を図る。

合意が得られない場合 : 東金市に対し、コミュニティバス導入の申請は出来ない。

合意が得られた場合 : 東金市に対し、コミュニティバス導入の申請を行う。

- 東金市において申請の審査

- ・地区循環バス推進委員会から提出されたコミュニティバス導入に係る「**詳細運行計画**」が、導入条件を満たすものか、市の方針に合致するものか審査する。

STEP 5 東金市地域公共交通会議での合意

- 東金市地域公共交通会議に提案

- ・東金市による審査の結果、問題がなければ、東金市地域公共交通会議に提案する。

- 東金市地域公共交通会議での「**詳細運行計画**」の検討

- ・地区循環バス推進委員会から提示された「**詳細運行計画**」について協議する。

- i) 既存の公共交通機関への影響を検証
- ii) 運行車両の検証
- iii) 道路の幅員・勾配等の確認
- iv) バス停留所設置箇所の安全性等の確認
- v) 運賃設定が適正であるかの検証

- 東金市地域公共交通会議での合意

- ・議決については出席委員の3分の2以上の多数で決し、合意が得られれば、市において試験運行の実施に要する予算措置等を行い、準備を進める。

合意が得られない場合は、問題点を改善し、合意が得られるように「**詳細運行計画**」の変更を行い、再度、東金市地域公共交通会議に諮る。

STEP6 試験運行開始準備

- 運行事業者の選定 (**市**)
- 事業許可申請 (**交通事業者**)
 - ・国土交通省 千葉運輸支局に道路運法第21条第2項に基づく事業許可を申請(2ヶ月)する。
- 試験運行開始の周知 (**地区循環バス推進委員会・交通事業者**)
 - ・交通事業者は、事業許可申請と並行し、時刻表等の作成を行い、地区循環バス推進委員会と共に、運行する周辺地域への周知を行う。
- バス停留所の設置 (**地区循環バス推進委員会・交通事業者・市**)
 - ・事業許可申請と並行して、「**詳細運行計画**」に基づき、バス停留所の製作等、設置にあたっての準備を行う。(設置は運行開始の直前)
- バス車両の準備 (**交通事業者**)
 - ・試験運行時のバス車両はバス事業者が準備する。

STEP7 試験運行開始（1年間）

- 試験運行開始時期の設定
 - ・試験運行は1年間実施する。
- 利用促進活動の実施 (**地区循環バス推進委員会・交通事業者**)
 - ・地区循環バス推進委員会と交通事業者は、地域住民にコミュニティバスの運行を周知するとともに、持続可能な運行を目指し、協力して利用促進活動を行う。
- 運行実績報告 (**交通事業者**)
 - ・1便毎の各バス停留所での乗降者数を記録し、市及び地区循環バス推進委員会に報告する。
- 利用実態調査の実施 (**地区循環バス推進委員会・交通事業者・市**)
 - ・定期的に利用実態調査を実施し、「**詳細運行計画**」の見直し判断を行う。
- 本格運行への判断 (**東金市地域公共交通会議**)
 - ・利用実態調査に基づき、本格運行移行への判断を行う。

6ヶ月間の利用実績において運行経費の10%に運賃収入が達した場合は、本格運行開始の準備を行う。達しなかった場合は、地区循環バス推進委員会、交通事業者、市により、運行経路、運行時間帯等の見直しを実施し、必要に応じて東金市地域公共交通会議の承認を得て「**詳細運行計画**」を変更し、本格運行開始の準備を行う。

収支率の改善等が見込めない場合、本格運行を断念し、運行事業者が廃止の届出を行う。

STEP8 本格運行開始準備

- 運行事業者の選定（市）
 - ・原則、試験運行時と同じ運行事業者が引き続き運行することとなるが、試験運行時の運行管理に問題がある場合等は、再度、運行事業者を選定する。
- 事業許可申請（交通事業者）
 - ・2年目以後は本格運行となるため、国土交通省 千葉運輸支局に道路運送法第4条に基づく事業許可の申請を行う。（2ヶ月）
- 本格運行開始の周知（地区循環バス推進委員会・交通事業者）
 - ・交通事業者は、事業許可申請と並行し、時刻表等の作成を行い、地区循環バス推進委員会と共同して運行する周辺地域への周知を行う。
- バス停留所の設置（交通事業者・市）【試験運行時と変更がない場合は不要】
 - ・事業許可申請と並行して、「詳細運行計画」に基づき、バス停留所の製作等、設置にあたっての準備を行う。
- バス車両の調達
 - ・交通事業者が調達し、運行委託費に含める。

STEP9 本格運行開始（1年間）

- 地区循環バス推進委員会、運行事業者、市は継続的な運行が見込めるように協力して利用促進活動に努め、定期的に利用実態調査を実施し、市に運行実績の報告を行う。
1年間の運賃収入が運行経費の20%未満であった場合は、大幅な改善策を検討し、10%未満であった場合は、運行の廃止を検討する。また、市の予算が確保されない場合についても同様に運行の廃止を検討する。

目標値

市民の交通手段として継続的に運行を維持していくため、地区循環バス推進委員会が主体となり、様々な利用促進の方策を提案・実施し、乗車率の向上に努め、**行政負担率50%以下を目標値とする。**